



平成 24 年 2 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ホリプロ  
代表者名 代表取締役社長 堀義貴  
(コード番号 9667 東証第一部)  
問合せ先 専務取締役 安永 和男  
(TEL. 03-3490-4601)

## **定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更、全部取得条項付普通株式（下記「I. 1（1）提案の理由②」において定義いたします。）の取得、及び定時株主総会基準日に係る定款一部変更について、平成 24 年 3 月 28 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### I. 定款一部変更

#### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その1」）

##### (1) 提案の理由

平成 24 年 2 月 7 日付当社プレスリリース「有限会社青春社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」及び「親会社の異動に関するお知らせ」においてご報告申し上げておりますとおり、有限会社青春社（以下「青春社」といいます。）は、平成 23 年 12 月 19 日から平成 24 年 2 月 6 日までの期間、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、青春社は、平成 24 年 2 月 13 日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式 12,692,203 株（平成 23 年 9 月 30 日現在における当社の総株主の議決権 141,619 個に対する割合：89.62%）を所有するに至っております。

青春社は、本公開買付けに係る公開買付け届出書及び平成 23 年 12 月 16 日付同社プレスリリース「株式会社ホリプロ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、主要な取引先であるテレビ局、代理店においてもコンテンツ業界のパラダイムシフトに合わせ、テレビ放送とインターネットやモバイルコンテンツとの連携等による収益機会の極大化を目指しており、当社においてもこのような変化に迅速に対応し、ナンバーワン・オンリーワンのコンテンツを社会に提供し続けていくことが必要不可欠であり、一般の株主の皆様を当社の中長期的な企業価値の向上のための経営戦略の抜本的見直しにより生じ得る

多大なリスクに晒すことを回避しつつ、投下資本の回収機会を提供することが可能となり、また、上場維持に伴う様々なコストを削減しつつ、当社の資本を青春社を中心に再構成し、迅速かつ果敢な経営判断を行うことで、短期的な経営成績の変動に左右されることなく長期安定的な企業価値の維持・向上の機会が得られることから、当社普通株式を非公開化することこそが最良の方策であるとの結論に至ったとのことです。

一方、当社といたしましても、平成23年12月16日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」及び本公開買付けに係る意見表明報告書においてお知らせ申し上げておりますとおり、本公開買付けの実施後に当社普通株式を非公開化することは、株主の皆様に対しては、経営戦略の抜本的な見直しにより生じ得る過大な負担を回避するための選択肢として、投下資本の回収機会を提供することを可能としつつ、当社にとっては、長期的視点に立脚した経営を行うことで短期的な業績に過度に左右されることなく、長期安定的でかつ安定した株主構成の下での機動的な経営が可能となるとともに、株式の非公開化により上場コストの削減を可能とするもので、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、当社として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付けの買付価格その他の諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当であると判断するに至りました。

以上を踏まえ、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として、以下の①から③の方法により、当社普通株式を非公開化するための手続（以下、総称して「本非公開化手続」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③ 会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、当社は、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を1,269,220分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、青春社以外の株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。

「定款一部変更の件その1」は、本非公開化手続のうち上記①を実施するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は、種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

全部取得条項付普通株主の皆様に対してA種種類株式を割当てた結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式は、会社法第

234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、青春社に売却すること、または同項及び同条第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、各株主の皆様が従前保有していた当社株式の数に1,050円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

また、現行定款第8条におきましては、当社の事務負担の軽減を図るため、100株を単元株式数として規定しているところ、同条は、当社普通株式について単元株式数を定めるものであり、本議案で設けられるA種種類株式については1株を単元株式数とすることから、その趣旨を明確にするために所要の変更を行うものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件その1」に係る定款変更は、「定款一部変更の件その1」が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 58,940,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 58,940,000株と<u>し、当社の発行可能種類株式総数は、普通株式58,939,900株、A種種類株式100株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(A種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分</u></p>

<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p><u>配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の<u>普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</u></p>
<p>第3章 株主総会 (新設)</p>	<p>第3章 株主総会 <u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第18条の2 第15条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

## 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その2」）

### (1) 提案の理由

「定款一部変更の件その2」は、上記「I. 1. (1) 提案の理由」においてご説明申し上げますとおり、本非公開化手続の②として、「定款一部変更の件その1」に係る変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めとして、下記(2)の追加変更案第6条の3を新設するものであります。「定款一部変更の件その2」が承認され、その定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

また、「定款一部変更の件その2」の承認後、株主総会の特別決議によって当社は全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（本非公開化手続の③）、当該取得と引換えに当社が全部取得条項付普通株主の皆様へ交付する取得対価は、「定款一部変更の件その1」に係る定款変更案により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき全部取得条項付普通株主の皆様へ交付するA種種類株式の数は、青春社を除く株主の皆様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、1,269,220分の1株としております。

## (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであり、「定款一部変更の件その1」に係る変更後の定款の一部を追加変更するものであります。

なお、「定款一部変更の件その2」に係る定款変更は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件その1」が原案どおり承認可決されること、及び本種類株主総会において「定款一部変更の件その2」が原案どおり承認可決されることを条件として、平成24年5月8日に、その効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

「定款一部変更の件その1」に係る変更後の定款	追加変更案
(新 設)	<u>(全部取得条項)</u> <u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を1,269,220分の1株の割合をもって交付する。</u>

## II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

### 1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「I. 1. (1) 提案の理由」でご説明申し上げましたとおり、当社は、本公開買付けの実施後に当社普通株式を非公開化することは、株主の皆様に対しては、経営戦略の抜本的な見直しにより生じ得る過大な負担を回避するための選択肢として、投下資本の回収機会を提供することを可能としつつ、当社にとっては、長期的視点に立脚した経営を行うことで短期的な業績に過度に左右されることなく、長期安定的でかつ安定した株主構成の下での機動的な経営が可能となるとともに、株式の非公開化により上場コストの削減を可能とするもので、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、当社として最善の選択肢であると判断できるとともに、本公開買付け価格その他の諸条件は、当社の株主の皆様にとって妥当であると判断するに至り、本非公開化手続を行うことといたしました。

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「上記I. 1. (1) 提案の理由」でご説明申し上げました本非公開化手続のうち③として、会社法第171条並びに「定款一部変更の件その1」及び「定款一部変更の件その2」に係る変更後の定款の規定に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、「定款一部変更の件その1」に係る変更後の定款に設けられる当社A種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、取得対価として、青春社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付するA種種類株式の数は1株未満となる予定であり、具体的にはその所有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行するA種種類株式株式を1,269,220分の1株の割合をもって

交付する予定です。このように、割当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる全部取得条項付普通株主の皆様に対しましては、会社法第234条の規定に従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

当社では、全部取得条項付普通株式の取得が承認された場合に、全部取得条項付普通株主の皆様へに交付することとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、青春社に売却すること、または同項及び同条第4項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られる場合には、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に1,050円（本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を、各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際の交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項  
会社法第171条並びに「定款一部変更の件その1」及び「定款一部変更の件その2」に係る変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに取得日（下記(2)において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、当社A種種類株式を1,269,220分の1株の割合をもって交付します。

(2) 取得日

平成24年5月8日といたします。

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」における全部取得条項付普通株式の取得は、「定款一部変更の件その2」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

## 3. 上場廃止

本臨時株主総会において「定款一部変更の件その1」、「定款一部変更の件その2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件その2」に係る議案のご承認が得られた場合には、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成24年3月28日から平成24年4月30日まで整理銘柄に指定された後、平成24年5月1日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証において取引することはできません。

### Ⅲ. 定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その3」）

#### 1. 提案の理由

現在、当社現行定款第14条においては、毎年3月31日を定時株主総会の基準日と定めております。しかし、「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の全部取得の効力が生じた場合には、当社の株主は青春社のみとなる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、当該規定を削除するとともに、条数の繰り上げ等の調整をするものであります。

現行定款第14条の規定を削除した場合、当社の定時株主総会において議決権を行使することができる株主は、当該定時株主総会開催時の株主となります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、「定款一部変更の件その3」に係る定款変更は、本臨時株主総会において、「定款一部変更の件その1」、「定款一部変更の件その2」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」が原案どおり承認可決されること、並びに、本種類株主総会において「定款一部変更の件その2」が原案どおり承認可決されることを条件として、その効力が生じるものといたします。

したがって、本議案に係る定款変更の効力が生じた場合には、本年6月に開催が予定されております定時株主総会において議決権を行使できる株主は、青春社のみとなる予定です。

（下線は変更部分を示します。）

「定款一部変更の件その1」に係る変更後の定款	追加変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;"><u>（定時株主総会の基準日）</u></p> <p>第14条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条～第18条 （条文省略） （種類株主総会）</p> <p>第18条の2 第15条、第16条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第17条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>第14条～第17条 （現行どおり） （種類株主総会）</p> <p>第18条 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p> <p>3. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>

#### IV. 本非公開化手続の日程の概要（予定）

本非公開化手続の日程の概略（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会に係る基準日設定公告	平成 24 年 1 月 30 日（月）
本臨時株主総会及び本種類株主総会に係る基準日	平成 24 年 2 月 14 日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 24 年 2 月 29 日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 24 年 3 月 28 日（水）
種類株式発行に係る定款一部変更（「定款一部変更の件その 1」）の効力発生日	平成 24 年 3 月 28 日（水）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 24 年 3 月 28 日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種類株式交付に係る基準日設定公告	平成 24 年 3 月 29 日（木）
当社普通株式の東証一部における売買最終日	平成 24 年 4 月 27 日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成 24 年 5 月 1 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種類株式交付に係る基準日	平成 24 年 5 月 7 日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更（「定款一部変更の件その 2」）の効力発生日	平成 24 年 5 月 8 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種類株式交付の効力発生日	平成 24 年 5 月 8 日（火）

#### V. 支配株主との取引等に関する事項

上記 II. に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、コーポレートガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。本件取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。

すなわち、当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成 23 年 12 月 16 日付当社プレスリリース「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の 2.（3）「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」記載の各措置を講じております。

また、本件取得の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、当社の取締役のうち青春社の取締役を兼務する堀 義貴氏は、本件取得に関し当社と利益が相反するおそれがあることに鑑み、平成 24 年 2 月 29 日開催の当社の取締役会における本件取得の実施に関する議案の審議及び決議に参加しておりません。なお、当該取締役会における当該議案については、上記 1 名を除いた当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で本臨時株主総会に付議する旨を決議しております。また、当該取締役会における当該議案の審議については、当社の監査役全員が参加し、いずれの監査役も当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社の取締役会は、上記決議に先立ち、当社の支配株主との間に利害関係のない日比



谷パーク法律事務所に対し、当社の取締役会による本件取得の実施の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を諮問しました。その結果、当社の取締役会は、平成24年2月28日付で日比谷パーク法律事務所より、本件取得に際して青春社以外の全部取得条項付普通株主の皆様には本公開買付けの公開買付価格と同等の金額（本件取得前に保有していた普通株式1株あたり1,050円）の交付が予定されていることなどを前提として、①本件取得の目的の合理性、②本件取得を実施することの必要性・妥当性、③本件取得の条件の公正性・妥当性、及び④本件取得の手続きの適正性の各観点から総合的に検討すると、当社の取締役会による本件取得の実施の決定は、当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられる旨の意見を得ております。

以 上